

京都市告示第 386号

京都市歴史資料館条例第3条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市歴史資料館を臨時に開館します。

令和3年10月29日

京都市長 門川大作

臨時に開館する日

令和3年11月23日（火）

※午前9時から午後5時まで

※展示室のみの開館

令和3年11月5日（金）及び令和3年12月3日（金）

※いずれも午後5時から午後8時まで

※展示室のみの開館

（歴史資料館）